

高取町防犯灯LED更新事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 町長は、夜間における犯罪の防止及び町民の安全の確保を図るとともに、省エネルギーの推進並びに地球温暖化防止に資するため、自治会が管理する蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に更新する事業を実施する町内の自治会（以下「補助団体」という。）に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。
- 2 この補助金の交付については、高取町補助金等交付規則（平成14年3月高取町規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 防犯灯 補助団体が設置するもので、主に道路その他の公共的空間を照らし、夜間における安全の確保を目的とする電灯をいう。
 - (2) LED防犯灯 その光源に発光ダイオードを使用したもので、蛍光灯20ワット相当以上の明るさを有する防犯灯をいう。
 - (3) 蛍光灯防犯灯 現に設置されている防犯灯のうち、その光源に蛍光灯を使用しているものをいう。
 - (4) 更新事業 蛍光灯防犯灯を撤去し、同一又は概ね同一の位置にLED防犯灯を設置する事業をいう。

(補助対象団体)

- 第3条 補助金の交付対象となる団体は、町内において防犯灯の維持管理を行う自治会とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

- 第4条 補助の対象となる事業は、補助団体が実施する更新事業とし、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。
- (1) 蛍光灯防犯灯からLED防犯灯への器具取替に要する費用
 - (2) 前号に附帯して必要な工事であって、町長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、前条に規定する器具取替に要する費用について、1灯当たり10,000円を上限とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費が上限額に満たない場合は、その金額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助団体は、防犯灯LED更新事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)又はこれに代わる書類
- (3) 見積書その他事業内容の明細が分かる書類
- (4) 蛍光灯防犯灯及び更新予定箇所が確認できる写真
- (5) 防犯灯設置場所の分かる位置図
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、防犯灯LED更新事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助団体に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に際し、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更承認)

第8条 補助団体は、補助金の交付決定を受けた事業計画について変更しようとするときは、防犯灯LED更新事業計画変更承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて、速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 補助事業の内容の著しい変更
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える変更
- (3) 更新基数の増加を伴う変更

(検査及び指示)

第9条 町長は、補助団体が補助金の交付決定を受けた場合において、当該補助団体に必要な指示を行い、報告書の提出を求め、又は書類、帳簿その他必要な物件の検査を行うことができる。

(事業実績の報告)

第10条 補助団体は、補助事業が完了したときは、防犯灯LED更新事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)又はこれに代わる書類

- (3) 請求書又は納品書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 更新後の防犯灯の設置状況が分かる写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 町長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防犯灯LED更新事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助団体に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた補助団体は、防犯灯LED更新事業補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の請求書を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた補助団体が次の各号のいずれかに該当するとき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項の条件に違反したとき。
 - (2) 第8条の規定に違反したとき。
 - (3) 第9条による町長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の効力は、施行の日から起算して3年間とする。
- 3 町長が特に必要と認めるときは、前項の期間を延長することができる。